

構 造 改 革 特 別 区 域 計 画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福井県丹生郡越前町

2 構造改革特別区域の名称

越前町すくすく給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

福井県丹生郡越前町の全域

4 構造改革特別区域の特性

越前町は、福井県嶺北地方の西端に位置し、東西17.9km、南北17.3km、面積は152.97km²で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北は福井市にそれぞれ接している。

町の大半は丹生山地に属し、全体的に標高が高く、沿岸部から北部にかけて500m級の山々が連なっている。このため林野率は74.3%と高く、農用地は東部に広がる越前平野と中央部の織田盆地、宮崎盆地に平地を残す以外は、中山間地に点在し、その割合は9.3%と低くなっている。

江戸時代には天領、福井藩、大野藩に属し、その後、明治から昭和の大合併を経て朝日町・宮崎村・越前町・織田町となり、平成17年2月1日に4町村が合併し、現在の町域となった。

本町の人口は、現在19,786人（令和6年12月現在）であり、減少傾向が続いているが、近年では一部地域で若い世帯の転入が増加し、減少率は小さくなっている。前回申請時は、世帯人員は3.60人／世帯と県平均（3.05人／世帯）を上回っていたが、現在は2.72人／世帯となっており、核家族化が進行している。全国動向と同様に、少子・高齢化が進行し、昨年の出生数は103人で減少傾向にあり、65歳以上の高齢者は7,085人と増加傾向にある。

また、本町には共働き世帯が比較的多いことから、親が安心して就労することができる子育て・保育環境づくりが非常に重要である。

そこで、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、平成27年3月に「越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。社会情勢の変化や、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、現在、第3期事業計画を策定中である。

町内には公立保育所が4ヶ所、公設民営方式の公立保育所が3ヶ所、私立認定こども園が5ヶ所あり、令和6年12月現在で684人の児童が入所・入園しているが、公立保育所（公設民営方式含む）においては定員525人に対し、入所数が422人（入所率80.4%）と大幅に定員を割り込んでいる。

施設の老朽化からくる維持費の増大、少子化の進行による児童数の減少、施設の効率的運営の観点から、施設の統廃合による職員の適正配置等を計画的に進め、令和7年度より公立保育所1ヶ所を統合により閉所、公設民営方式の公立保育所

2ヶ所を私立保育所・私立認定こども園に移行することが決定している。

5 構造改革特別区域の意義

少子化や婚姻率の低下に伴い、保育所入所者は減少傾向にあるが、女性の社会進出など子どもを取り巻く環境が変化する中、多様なニーズに対応できる保育サービスの提供、充実した保育環境の整備が必要であり、また、保護者が安心して就労できることは地域や社会の活性化に結びつく。

本町は平成21年1月より、特例措置「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用し、朝日地区・宮崎地区の各学校給食センターから各地区内4保育所へ給食の外部搬入を行い、食材の一元購入や調理業務の効率化・合理化を進めてきた。

現在では、町内4ヶ所の学校給食センターを越前町学校給食センターに統合し、更なる業務の集約化・経費の節減を図っている。

引き続き、学校給食と同様の給食を提供することにより、効率的に給食の内容の充実が図れるだけでなく、保育所、小・中学校を通して一貫した食育が可能になる。また、学校給食は地元産食材を積極的に取り入れていることから、保育所においても地産地消が推進され、地元生産者の活動や地域農業の活性化を図ることができる。

こうした取り組みが、核家族化が進んでいる現代の家庭の養育機能の補完にもつながると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

「越前がに」の水揚げをはじめとする県内一の漁業基地を有する環境を活かし、地元食材を積極的に取り入れ地産地消を推進することで、地域の活性化を図るとともに、生産者の顔の見えるより安全で安心な食の提供を行っていく。

また、学校給食センターと保育所の栄養士や調理員との間で、綿密な交流と連携を図ることで食育に対する認識が統一され、就学前から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりを行うことにより、心身ともに健全で郷土愛を持った「越前っ子」を育成する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食センターからの給食外部搬入により、給食材料の一括購入や調理設備の集中化、光熱水費の節減、調理員の人件費節減など、調理業務の管理・運営の合理化や経費節減効果が期待でき、緊迫した財政の負担軽減に貢献する。

また、その節減された財源を一時保育、延長保育など保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図ることができる。

さらに積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心として地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。

8 特定事業の名称

9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 食に関する学習の推進

ふれあい農園を活用した農業体験や漁業体験、調理実習などを通じて、「育てる」「つくる」「食べる」までの一貫した食の体験学習を実施することで、食べ物に対する興味を持たせるとともに、食に関する「知識・伝統・文化」の理解と「食＝いのち」であることに感謝の気持ちを持つことができるよう食の学習を進める。

また、給食食材の生産者との交流給食会を開催しコミュニケーションをとることで、農林水産業従事者に対して感謝の気持ちを育み、地元を愛する心を養う。

(2) 地産地消の推進

地産地消の推進は、地場の良質な食材を使った豊かな食生活を実現させるとともに、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係を構築し、相互理解の促進、地域の農林水産業への理解、更には、輸送距離短縮等による環境への負担軽減など、多くの効果が期待できる。

また、地場産物を活用した学校給食統一メニューの充実、地場産学校給食食材供給体制の確立を図ることで、食材が新鮮なうちに納品・使用することができ、安定した需要が見込まれ、地元農林漁業者の所得向上に繋がる。

当町では、これらの効果と「身土不二」や「適地適作」の観点から、地産地消の推進を図る。

(3) 子育て支援サービスの拡大

給食の外部搬入により節減された財源を、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。

【別紙】

1 特定事業の名称

9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

越前町立宮崎中央保育所（1ヶ所）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

越前町立宮崎中央保育所の給食は、越前町学校給食センターにおいて外部搬入業者が調理を行い外部搬入方式として実施する。

給食の配膳、必要に応じた加熱・保存、及びおやつの提供については保育所の調理室を使用する。

給食センターにおいて調理した給食は、専用の給食配送車により配送を行い、調理後40分以内に喫食する。適温給食で、専用コンテナを利用し衛生面には十分配慮し配送する。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて

越前町学校給食センターは1日当り最大2,500食の処理能力を備えている。現在の給食提供数は1,720食であることから、保育所の給食を十分賄うことができる。また、設備、人的環境の整った調理場において集中調理することにより、調理の効率性が高まるとともに、児童の発育に応じたきめ細かな調理業務を行うことができる。

保育所には、専用の調理室があり、加熱設備として電子レンジ、ガスコンロ台、冷蔵庫、冷凍庫、配膳台等を備えているため、再加熱や冷蔵が可能である。

【搬入元】

(越前町学校給食センターの概要)

面積	5 6 3 6 . 7 7 m ²
職員配置数	所長 1 名、次長 1 名、栄養教諭・栄養職員 4 名、調理員 2 2 名（委託）、運転手 8 名（委託）
調理能力（1 日）	2, 5 0 0 食
調理器具一覧	冷蔵庫、冷凍庫、連続炊飯機、連続洗米機、回転釜、自動食器洗浄機、自動食缶洗浄機、食器食缶消毒保管機、かくはん機（ミキサー）、野菜裁断機、連続揚物機、真空冷却器、手指殺菌機

【搬入先】

(越前町立宮崎中央保育所調理室の概要)

面積	3 8 . 7 5 m ²
職員配置数	調理員 2 名
調理器具一覧	冷蔵庫、冷凍庫、炊飯機、ガスコンロ台、調理台、回転釜、食器乾燥機、電子レンジ、流し台、食器棚

(2) 児童の食事の内容、回数、時期に適切に応じることについて

児童一人ひとりの年齢や発達段階に応じたきめ細やかな食事を提供する。離乳食、3歳未満児食、3歳以上の児童食に区分するとともに、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫する。食物アレルギー児については、保護者からの聞き取りを踏まえ、「保育所アレルギーマニュアル」等を活用し、保護者、園医、施設長、保育士との協議を行い適切な対応を行う。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守について

「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）」の留意事項を遵守するとともに、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付雇児発第86号）」を遵守する。

本町の学校給食センターの調理業務は、株式会社メフォスに平成30年12月より業務委託している。株式会社メフォスは給食業務を専門に扱う業者であるため、運営・調理・管理それぞれの専門的知識を持ったものが関与しており、実績も十分である。

その上で、児童に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、

衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保する。

(4) 必要な栄養素量を供与すること、また、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めることについて
学校給食栄養士と保育士との連携を密にし、児童福祉施設における、年齢・性別・栄養所要量を基に作られた「保育所における栄養給与目標算出例」を参照して、郷土性、季節感を考慮した地場産食材を利用しながら地産地消を推進する。

6. 給食配送スケジュール

調理開始	AM 8 : 15
調理完了	AM 10 : 30
配 送	AM 10 : 50 (宮崎中央保育所)
給食開始	AM 11 : 30
回 収	PM 13 : 10
回収完了	PM 13 : 30